合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

宮城県木材協同組合

第１　目的

　　本実施要領は、宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）が制定した「合法性・持続可能性の証明」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第２　認定対象

　１　林野庁が平成１８年２月１５日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う方法により証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

　２　本実施要領に基づく認定は、県木協の組合員を対象とするものである。

第３　認定申請

１　本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、「合法木材供給事業者認定申請書」（様式１－１～様式１－４）を県木協に提出しなければならない。

２　認定有効期間後も継続して認定を受けようとする事業者は、有効期限の一月前までに、「合法木材供給事業者認定申請書（更新）」（様式２－１～様式２－４）を県木協に提出しなければならない。

３　本認定に係る経費は次の通りとする。

1. 認定手数料　　　　　　10,000円
2. 認定更新手数料　　　　10,000円

　４　前項に規定する経費は県木協の請求に基づき納付するものとする。

第４　審査

　１　県木協は、認定申請、認定更新申請があったときは、第６の認定要件、合法性ガイドラインに適合するかどうかを審査する。

　２　県木協は、前項の審査に当たっては、理事長が指名する者による審査委員会を設け、その意見を聴く。また、必要がある場合は現地審査を実施する。なお、審査委員会の詳細については別に定める。

第５　認定

県木協は、審査の結果、第６の認定要件に適合すると認めるときは、「合法木材供給事業者認定書」（様式３）を交付するとともに認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定日、認定有効期間を県木協のホームページ等に公表する。

　２　県木協は、前項の認定をしない場合は、その旨を申請者に通知する。

　３　認定の有効期間は、認定の日から３年間とする。ただし、有効期限が年度途中となる場合は、その年度の末日までとする。

第６　認定要件

　　 事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

　（分別管理）

1. 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

　②　入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

　（帳票管理）

　③　合法木材入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

　④　関係書類（証明書を含む）を５年間保存すること。

　（責任者の選任）

1. 本取組の責任者が１名以上選任されていること。

　（事業者研修会）

1. 認定期間内に１回以上受講すること。

第７　証明事項の記載

　１　認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

　２　別に証明書を作成する場合は、「木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書」（様式４）とする。

　３　納品書にゴム印を押して証明する場合は、「納品書にゴム印を押して証明する場合のひな型」（様式５）とする。

第８　実績報告

　１　合法木材供給認定事業者は、「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」（様式６）により、前年度分の実績を毎年６月末日までに県木協へ報告する。

　２　県木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第９　立ち入り調査

　　県木協は、必要に応じて認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを調査するものとし、認定事業者は、県木協から調査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど調査に協力しなければならない。

第10　認定内容の変更

認定事業者は、認定書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定変更届」（様式７）を提出するものとし、提出を受けた県木協は届出内容を確認の上、登録の変更、認定書の再交付等を行うものとする。ただし、事業所所在地など認定要件に係る重要な内容の変更にあっては、第３に定める手続きにより改めて認定を受けなければならない。

第11　認定事業者の取り消し

　１　県木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協のホームページ等に公表するものとする。

1. 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
2. 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
3. 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
4. 有効期限までに「合法木材供給事業者認定申請書（更新）」の提出が無かったとき。

　２　県木協は、認定を取り消したときは、「認定事業者の認定取消通知書」（様式８）を当該認定事業者に送付するものとする。

　附則

　１　この実施要領は、平成１８年　７月　３日から施行する。

　２　この実施要領は、平成２４年１２月１３日から施行する。

　３　この実施要領は、平成２９年　６月　１日から施行する。

 ４　この実施要領は、令和　３年　６月２３日から施行する。

５　この実施要領は、令和　４年　７月１２日から施行する。

６　この実施要領は、令和　５年　４月　１日から施行する。

７　この実施要領は、令和　６年　４月　１日から施行する。

【様式１－１】（新規申請用）

合法木材供給事業者認定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 　　年　　月　　日

 宮城県木材協同組合 理事長　殿

（申請者）

事業者の住所：〒

事業者の名称：

代表者職氏名：

電　　　話：

Ｆ Ａ Ｘ：

担当者ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

事業所（土場・倉庫等、事業者の住所と異なる場合）

事業所名：

住　　　所：〒

電　　話：

ＦＡＸ：

　　貴組合の認定を得て、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

 １　創業年　　　　　　、従業員数

 ２　取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量：（別添のとおり）

 ３　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：

 （別添のとおり、土場、倉庫等が無い場合不要）

 ４　分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）

 ５　業種に○印を付けてください。

|  |
| --- |
|  業種分類：１素材生産　２原木流通　３製材　４木材加工（チップ、集成材、合板　　　　　　その他木質ボード）５木材流通（製材品・木材加工品の流通）６木材　　　　　　製品（文具、家具等）７紙、紙製品　８その他　９木材全般（１～５　　　　　　の業種） |

　６　その他：（ＩＳＯ、ＪＡＳ等の資格があれば記入してください。） (別添のとおり)

【様式１－２】（新規申請用）

取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所の住所：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本取扱主要品目 | 年間取扱数量 （m3)期間 R 　年 　月～ 　 年 　月 | 備　　考 |
| 入荷量（m3) | 出荷量（m3) |
|  丸　　　太 |  |  |  |
|  製　　　材 |  |  |  |
|  合　　　板 |  |  |  |
|  集　成　材 |  |  |  |
|  チ　ッ　プ |  |  |  |
| 　　　発電用チップ　　（間伐材等由来） |  |  |  |
|  発電用チップ（一般） |  |  |  |
|  その他（ 　　　　　　） |  |  |  |
|  その他（ 　　） |  |  |  |

※１ 取扱量はすべてm3 換算で願います。

※２　年間取扱数量は、直近１年の実績、または計画(見込)量を記載する。

 ＩＳＯの登録、ＪＡＳの認証

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＪＡＳの認証 | 　認証年月日　認証区分　認証種類　認証品目 |  |
| ＩＳＯの登録 | 　登録年月日　登録番号　登録種 |  |

【様式１－３】（新規申請用）

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫など）の配置

及び合法木材の分別管理状況

事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　 　 事業所の住所：

|  |
| --- |
| 　　事業所の敷地、建物及び施設の配置状況を記載するとともに、分別管理する　合法木材の位置を図示してください。 ■　合法木材以外の有無：　有り　　無し |

　　※合法木材と合法木材以外を分離し配置してください。別図を添付しても差し支えありません。

【様式１－４（１）】（新規申請用）

分別管理及び書類管理方針書（業種：素材生産）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

　本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１３日）」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品（以下、「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施します。

１　適用範囲

　　本方針書は、当社が扱う原木の取扱いについて適用する。

２　分別管理責任者

（１）分別管理を適切に行うため、　　　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

（２）分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

３　分別管理の実施

（１）原木の入手に当たっては、伐採届等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

（２）原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（３）原木の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ、納品書に記載する。

４　書類管理

（１）分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木生産量を実績報告として取りまとめる。

（２）証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

（３）証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【様式１－４（２）】（新規申請用）

分別管理及び書類管理方針書（業種：製材加工）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

　本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１３日）」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品（以下、「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施する。

１　適用範囲

　本方針書は、当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造する木材・木材製品の取扱いについて適用する。

２　分別管理責任者

（１）分別管理を適切に行うため、　　　　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

（２）分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

３　分別管理の実施

（１）原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか否かを確認する。

（２）原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（３）製材加工に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

（４）製材品の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ、納品書に記載する。

（５）製材品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

４　書類管理

（１）分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

（２）証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

（３）証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【様式１－４（３）】（新規申請用）

分別管理及び書類管理方針書（業種：木材流通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

　本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１３日）」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品（以下、「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施します。

１　適用範囲

　　本方針書は、当社が扱う木材・木材製品の取扱いについて適用する。

２　分別管理責任者

（１）分別管理を適切に行うため、　　　　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

（２）分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

３　分別管理の実施

（１）木材・木材製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

（２）木材・木材製品の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（３）木材・木材製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

４　書類管理

（１）分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る木材・木材製品の入荷量及び出荷量を実績報告として取りまとめる。

（２）証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

（３）証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【様式２－１】（更新申請用）

合法木材供給事業者認定申請書（更新）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 　　年　　月　　日

 宮城県木材協同組合 理事長　殿

（申請者）

事業者の住所：〒

事業者の名称：

代表者職氏名：

電　　　話：

Ｆ Ａ Ｘ：

担当者ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

事業所（土場・倉庫等、事業者の住所と異なる場合）

事業所名：

住　　　所：〒

電　　話：

ＦＡＸ：

　貴組合の認定を得て、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

 １　創業年　　　　　　、従業員数

 ２　取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量：（別添のとおり）

 ３　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：

 （別添のとおり、土場、倉庫等が無い場合不要）

 ４　分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）

 ５　業種に○印を付けてください。

|  |
| --- |
|  業種分類：１素材生産　２原木流通　３製材　４木材加工（チップ、集成材、合板　　　　　　その他木質ボード）５木材流通（製材品・木材加工品の流通）６木材　　　　　　製品（文具、家具等）７紙、紙製品　８その他　９木材全般（１～５　　　　　　の業種） |

　６　その他：（ＩＳＯ、ＪＡＳ等の資格があれば記入してください。） (別添のとおり)

【様式２－２】（更新申請用）

取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所の住所：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本取扱主要品目 | 年間取扱数量 （m3)期間 R 　年 　月～ 　 年 　月 | 備　　考 |
| 入荷量（m3) | 出荷量（m3) |
|  丸　　　太 |  |  |  |
|  製　　　材 |  |  |  |
|  合　　　板 |  |  |  |
|  集　成　材 |  |  |  |
|  チ　ッ　プ |  |  |  |
| 　　　発電用チップ　　（間伐材等由来） |  |  |  |
|  発電用チップ（一般） |  |  |  |
|  その他（ 　　　　　　） |  |  |  |
|  その他（ 　　） |  |  |  |

　　※１）取扱量はすべてm3 換算で願います。

※２　年間取扱数量は、直近１年の実績を記載する。

 ＩＳＯの登録、ＪＡＳの認証

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＪＡＳの認証 | 　認証年月日　認証区分　認証種類　認証品目 |  |
| ＩＳＯの登録 | 　登録年月日　登録番号　登録種類 |  |

【様式２－３】（更新申請用）

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫など）の配置

及び合法木材の分別管理状況

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 事業所の住所：

|  |
| --- |
| 　　事業所の敷地、建物及び施設の配置状況を記載するとともに、分別管理する　合法木材の位置を図示してください。 ■　合法木材以外の有無：　有り　　無し |

　　※合法木材と合法木材以外を分離し配置してください。別図を添付しても差し支えありません。

【様式２－４（１）】（更新申請用）

分別管理及び書類管理方針書（業種：素材生産）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

　本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１３日）」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品（以下、「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施します。

１　適用範囲

　　本方針書は、当社が扱う原木の取扱いについて適用する。

２　分別管理責任者

（１）分別管理を適切に行うため、　　　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

（２）分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

３　分別管理の実施

（１）原木の入手に当たっては、伐採届等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

（２）原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（３）原木の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ、納品書に記載する。

４　書類管理

（１）分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木生産量を実績報告として取りまとめる。

（２）証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

（３）証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【様式２－４（２）】（更新申請用）

分別管理及び書類管理方針書（業種：製材加工）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

　本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１３日）」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品（以下、「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施する。

１　適用範囲

　本方針書は、当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造する木材・木材製品の取扱いについて適用する。

２　分別管理責任者

（１）分別管理を適切に行うため、　　　　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

（２）分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

３　分別管理の実施

（１）原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか否かを確認する。

（２）原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（３）製材加工に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

（４）製材品の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ、納品書に記載する。

（５）製材品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

４　書類管理

（１）分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

（２）証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

（３）証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【様式２－４（３）】（更新申請用）

分別管理及び書類管理方針書（業種：木材流通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

　本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１３日）」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品（以下、「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施します。

１　適用範囲

　　本方針書は、当社が扱う木材・木材製品の取扱いについて適用する。

２　分別管理責任者

（１）分別管理を適切に行うため、　　　　　　　　　　を分別管理責任者として定める。

（２）分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

３　分別管理の実施

（１）木材・木材製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

（２）木材・木材製品の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（３）木材・木材製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

４　書類管理

（１）分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る木材・木材製品の入荷量及び出荷量を実績報告として取りまとめる。

（２）証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

（３）証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【様式３】（合法木材供給事業者認定書の様式）

合法木材供給事業者認定書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 （認定事業者名）

 　　　　　　　　　　　　　　殿

 　宮城県木材協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長

 当組合の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に基づき，下記のとおり認定します。

記

　１　認　定　番　号：　　　宮城県木協第　　　　号

　２　事業者 の 名称：

　３　代表者 の 氏名：

　４　：

　５　事業所の所在地：

　６　分別管理責任者の氏名

　７　認定の有効期間：　　　　　○年○月○日～　　○年○月○日

　　　（注）１　申請内容に変更があった場合は届け出てください。

 ２　認定を更新する場合は，有効期限の１ヶ月前に申請して下さい。

【様式４】（証明書の様式）

 　　　　年　　月　　日

木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

 認定番号：

 事業者の所在地：

 事業者の名称：

 代表者の氏名：

 下記の物件は，持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

 １樹種：

 ２品目：

 ３数量：

　（注）

　①　この様式による証明書の作成に代えて，納品書等に上記の情報を追加記載するこ　　とで証明書とすることも可能です。

　②　上記は，合法性・持続可能性を証明する場合の例であり，合法性のみを証明する　　場合は持続可能性に係る部分を省略してください。

1. 品目：丸太，製材，合板，集成材等を記載してください。
2. 数量：品目毎に，商取引上の単位（m3，本，kg，枚など）により記載してください。

様式５（ゴム印のひな型）

納品書にゴム印を押して証明する場合のひな形

 　ゴム印の見本（合法木材の証明の場合）

|  |
| --- |
|  　この物件は，合法的に伐採された木材・木材　製品であることを証明します。　　認定番号　宮城県木協　第　　　号 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式６ | （実績報告様式） |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 　令和　　　　年　　 月　　 日 |
| 　　宮城県木材協同組合　行き |  |  |  |  |  |  |
|  （ＦＡＸ：022-275-4936） |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 認定番号 | 宮城県木協第　　　　　　　号 |
|  |  |  |  | 認定事業者名 |  |  |  |
|  |  |  |  | 連絡先（ＴＥＬ） |  |  |  |
|  |  |  |  | 担当者メールアドレス |  |  |
| 令和　　　年度中に取り扱った合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告 |  |  |
|  | 　　　　　　　　　　　　　記 |  |  |  |  |  |  |
| 業　　種 | 木材・木材製品の取扱量（総量） | うち合法性等の証明されたもの | 備考 |
| 入荷量m3 | 出荷量m3 | 入荷量m3 | 出荷量m3 |
| 素材生産 |  |  |  |  |  |  |  |
| 素材流通 |  |  |  |  |  |  |  |
| 木材加工 | チップ |  |  |  |  |  |  |
|  | 製材 |  |  |  |  |  |  |
|  | 合板 |  |  |  |  |  |  |
|  | 集成材 |  |  |  |  |  |  |
|  | 木質ボード類 |  |  |  |  |  |  |
|  | その他（　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |
|  | その他（　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |
|  | その他（　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |
| 木材流通 | 製材 |  |  |  |  |  |  |
|  | 合板・ボード類 |  |  |  |  |  |  |
|  | 集成材 |  |  |  |  |  |  |
|  | その他（　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |
|  | その他（　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |
| その他 | （住宅会社の自家用製材品） |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ´【換算率】 |  |  |  |  |  |  |
|  | チップ：ｔ（トン）単位をｍ３に換算する換算率 |  |  |  |  |
|  | 　　　　　素材（原木），工場残材，林地残材の場合 |  |  |  |  |
|  |  | 針葉樹：１ｔ　＝　２．２ｍ３ |  |  |  |  |
|  |  | 広葉樹：１ｔ　＝　１．７ｍ３ |  |  |  |  |
|  |  | t：絶乾重量，m3：材積 |  |  |  |  |
|  | 　　　　　（注）林野庁が木材需給表作成に使用している換算率使用 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

【様式７】（変更届の様式）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　宮城県木材協同組合　理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（合法木材認定事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：宮城県木協第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：

 ：

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定変更届

　このことについて，下記のとおり変更したので「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」第10の規定に基づき，下記のとおり提出します。

記

１　変更の内容※１

２　変更の理由※２

３　変更年月日 　　　　年　 月　　日

 ※１ 認定事項のうち変更した内容(事業所所在地を除く)について，明確に記載する

 ※２ 変更に至った経緯，認定書の再交付を必要とする理由等について明確に記載する

【様式８】（認定取消通知書の様式）

認定事業者の認定取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　　月　　　日

 （認定事業者名）

 　　　　　　　　　　　　　　殿

 　宮城県木材協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長

　　貴事業者については，　　 年　 月　 日付けで認定事業者として認定しましたが，　「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領」第１０の規定に基づき， 年 月　日付けで認定を取り消したので通知します。

記

　１　認　定　番　号：　　宮城県木協第　　　　号

 ２　事業者の所在地：

 ３　事業者 の 名称：

 ４　代表者 の 氏名：

　５　取 消 の 理 由：